



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- | | | | |
|-----|---|---------------|----|
| *27 | 附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | (行政管理課)..... | 2 |
| *28 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 | (人事課)..... | 3 |
| *29 | 和歌山県税条例の一部を改正する条例 | (税務課)..... | 4 |
| *30 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例 | (子ども未来課)..... | 9 |
| *31 | 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 | (公営企業課)..... | 11 |
| *32 | 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 | (警察本部)..... | 12 |

公布された条例のあらまし

◇ 附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

人事委員会の附属機関として和歌山県人事委員会所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会を設置しました。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

職員に支給する特殊勤務手当について、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときの防疫業務等手当の特例を廃止するとともに、規定の整備を行いました。(第8条並びに附則第19項及び第20項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正等を行うこととしました。その主な内容は、次のとおりです。

(1) 公示送達

公示送達について、施行規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、課税地を所轄する県税事務所の掲示場に掲示し、又は当該県税事務所を設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとししました。(第13条関係)

(2) 個人の県民税

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等の施行に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第28条関係)

(3) 自動車税

ア 偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として、納付すべき

自動車税の環境性能割又は種別割の額について不足額が生じた場合における、当該国土交通大臣の認定を受けた者が納付すべき当該不足額に加算する金額の割合を引き上げることとしました。(附則第15項の4及び第16項の7関係)

イ 地方税法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車に対する自動車税の環境性能割の非課税の措置の適用期限を延長しないこととしました。(附則第15項の2関係)

2 施行期日

令和6年1月1日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

(1) (3) イの改正規定、第65条及び附則第16項の改正規定並びに附則第6項の規定 令和7年4月1日

(2) (1) の改正規定及び附則第2項の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

◇ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員資格に関する特例及び幼保連携型認定こども園の設備、運営、職員の数等に係る特例等を改めるとともに、所要の改正等を行いました。(別表第1及び別表第2関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

企業職員の給与の減額に係る高齢者部分休業の承認の対象となる職員の要件を改めました。(第18条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

警察職員に支給する特殊勤務手当について、警護等手当の支給の対象となる業務の区分を改めるとともに、所要の改正を行うほか、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事したときの感染症患者等接触手当の特例を廃止しました。(第22条並びに附則第7項及び第8項関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、この条例による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例第22条の規定は、令和5年4月1日から適用します。

条 例

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月6日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第27号

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(附属機関の設置) 第2条 略 2 略 3 <u>人事委員会の附属機関として、人事委員会が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する事務を処理させるため、和歌山県人事委員会所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会を置く。</u>	(附属機関の設置) 第2条 略 2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月6日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第28号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年和歌山県条例第65号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(社会福祉業務手当) 第8条 略 2 前項の手当の額は、勤務1日につき640円とする。ただし、児童福祉法第12条第1項の規定に基づき設置される児童相談所に勤務する職員にあっては、前項の業務のうち、同法に定める相談、指導等の業務に従事した場合は、勤務1日につき1,000円とする。	(社会福祉業務手当) 第8条 略 2 前項の手当の額は、勤務1日につき640円とする。ただし、児童福祉法第12条第1項の規定に基づき設置される児童相談所に勤務する職員にあっては、前項の業務のうち、同法に定める相談、指導等の業務に従事した場合は、勤務1日につき1,000円とする。
附 則 18 略	附 則 18 略 (防疫業務等手当の特例) 19 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって次に掲げるものに従事したときは、防疫業務等手当を支給する。この場合において、第9条の規定は適用しない。</u> (1) <u>新型コロナウイルス感染症の患者（以下「患者」という。）に対する質問若しくは調査、患者の移送又は患者に対する医療</u> (2) <u>新型コロナウイルス感染症の病原体の有無に関する検査</u>

	<p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、人事委員会が定めるもの</u></p> <p>20 前項の手当の額は、次の各号に掲げる場合に 応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>前項第1号又は第3号の作業に従事した場合 勤務1日につき3,000円（患者の身体に接触して又は患者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）</u></p> <p>(2) <u>前項第2号の作業に従事した場合 勤務1日につき330円</u></p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県条例第29号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

(和歌山県税条例の一部改正)

第1条 和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公示送達)</p> <p>第13条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>施行規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、課税地を所轄する県税事務所の掲示場に掲示し、又は当該県税事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p> <p>(個人の県民税に係る徴収金又は森林環境税に係る徴収金の払込等の手続)</p> <p>第28条 市町村が法第739条の4第2項及び施行令第57条の4の2の規定により個人の県民税に係る徴収金又は森林環境税に係る徴収金（法第17条の2の2第1項第1号に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。）を県に払い込む場合には、<u>払込書によらなければならない。</u></p> <p>(利子割に係る不足金額等の納入手続)</p> <p>第36条の8 利子割の特別徴収義務者は、法第71条の11第4項の規定による更正若しくは決定の通知又は法第71条の14第7項の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知若しくは法第71条の15第5項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合には、当該不足金額（更正による納入金額の不足額又は決定による納入金額をいう。）及びその延滞金又は過少申告加算金若しくは不申告加算金若しくは重加算金を納入書により納入しなければならない。</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第13条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>課税地を所轄する県税事務所の掲示場に掲示して行うものとする。</u></p> <p>(個人の県民税に係る徴収金の払込等の手続)</p> <p>第28条 市町村が法第42条第3項及び施行令第8条の規定によって個人の県民税に係る徴収金を県に払い込む場合においては、<u>払込書によらなければならない。</u></p> <p>(利子割に係る不足金額等の納入手続)</p> <p>第36条の8 利子割の特別徴収義務者は、法第71条の11第4項の規定による更正若しくは決定の通知又は法第71条の14第6項の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知若しくは法第71条の15第5項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足金額（更正による納入金額の不足額又は決定による納入金額をいう。）及びその延滞金又は過少申告加算金若しくは不申告加算金若しくは重加算金を納入書によって納入しなければならない。</p>

(配当割に係る不足金額等の納入手続)
第36条の14 配当割の特別徴収義務者は、法第71条の32第4項の規定による更正若しくは決定の通知又は法第71条の35第8項の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知若しくは法第71条の36第5項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合には、当該不足金額(更正による納入金額の不足額又は決定による納入金額をいう。)及びその延滞金又は過少申告加算金若しくは不申告加算金若しくは重加算金を納入書により納入しなければならない。

(株式等譲渡所得割に係る不足金額等の納入手続)
第36条の20 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、法第71条の52第4項の規定による更正若しくは決定の通知又は法第71条の55第8項の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知若しくは法第71条の56第5項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合には、当該不足金額(更正による納入金額の不足額又は決定による納入金額をいう。)及びその延滞金又は過少申告加算金若しくは不申告加算金若しくは重加算金を納入書により納入しなければならない。

(法人の事業税の不足税額等の納付手続)
第42条の2の4 法人の事業税の納税者は、法第72条の42の規定による更正若しくは決定の通知又は法第72条の46第7項の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知若しくは法第72条の47第5項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合には、当該不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。)及びその延滞金又は過少申告加算金若しくは不申告加算金若しくは重加算金を納付書により納付しなければならない。

(県たばこ税に係る不足金額等の納付手続)
第42条の35の11 県たばこ税の申告納税者は、法第74条の20第4項の規定による更正若しくは決定の通知又は法第74条の23第7項の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知若しくは法第74条の24第5項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合には、当該不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。)及びその延滞金又は過少申告加算金若しくは不申告加算金若しくは重加算金を納付書により納付しなければならない。

(ゴルフ場利用税に係る不足金額等の納入手続)
第42条の46 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、法第87条第4項の規定による更正若しくは決定の通知又は法第90条第7項の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知若しくは法第91条第5項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合には、当該不足金額(更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。)及びその延滞金又は過少申告加算金若しくは不申告加算金若しくは重加算金を納入書により納入しなければならない。

(軽油引取税に係る不足金額等の納入又は納付の手続)
第58条の28 軽油引取税の特別徴収義務者又は申告納付すべき納税者は、法第144条の44第4項の規定による更正若しくは決定の通知又は法第144条の47第7項の規定による過少申告加算金

(配当割に係る不足金額等の納入手続)
第36条の14 配当割の特別徴収義務者は、法第71条の32第4項の規定による更正若しくは決定の通知又は法第71条の35第7項の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知若しくは法第71条の36第5項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足金額(更正による納入金額の不足額又は決定による納入金額をいう。)及びその延滞金又は過少申告加算金若しくは不申告加算金若しくは重加算金を納入書によって納入しなければならない。

(株式等譲渡所得割に係る不足金額等の納入手続)
第36条の20 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、法第71条の52第4項の規定による更正若しくは決定の通知又は法第71条の55第7項の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知若しくは法第71条の56第5項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足金額(更正による納入金額の不足額又は決定による納入金額をいう。)及びその延滞金又は過少申告加算金若しくは不申告加算金若しくは重加算金を納入書によって納入しなければならない。

(法人の事業税の不足税額等の納付手続)
第42条の2の4 法人の事業税の納税者は、法第72条の42の規定による更正若しくは決定の通知又は法第72条の46第6項の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知若しくは法第72条の47第5項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。)及びその延滞金又は過少申告加算金若しくは不申告加算金若しくは重加算金を納付書によって納付しなければならない。

(県たばこ税に係る不足金額等の納付手続)
第42条の35の11 県たばこ税の申告納税者は、法第74条の20第4項の規定による更正若しくは決定の通知又は法第74条の23第6項の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知若しくは法第74条の24第5項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。)及びその延滞金又は過少申告加算金若しくは不申告加算金若しくは重加算金を納付書によって納付しなければならない。

(ゴルフ場利用税に係る不足金額等の納入手続)
第42条の46 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、法第87条第4項の規定による更正若しくは決定の通知又は法第90条第6項の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知若しくは法第91条第5項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足金額(更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。)及びその延滞金又は過少申告加算金若しくは不申告加算金若しくは重加算金を納入書によって納入しなければならない。

(軽油引取税に係る不足金額等の納入又は納付の手続)
第58条の28 軽油引取税の特別徴収義務者又は申告納付すべき納税者は、法第144条の44第4項の規定による更正若しくは決定の通知又は法第144条の47第6項の規定による過少申告加算金

額若しくは不申告加算金額の決定の通知若しくは法第144条の48第5項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合には、不足金額（更正による納入金若しくは税金の不足額又は決定による納入金額若しくは税額をいう。）及びその延滞金又は過少申告加算金若しくは不申告加算金若しくは重加算金を納入書又は納付書により納入し、又は納付ししなければならない。

（環境性能割に係る不足金額等の納付手続）
第73条の3 環境性能割の納税者は、法第168条第4項の規定による更正若しくは決定の通知又は法第171条第7項の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知若しくは法第172条第5項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合には、当該不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。）及びその延滞金又は過少申告加算金若しくは不申告加算金若しくは重加算金を納付書により納付しなければならない。

附 則

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）
14の2の20 県民税の所得割の納税義務者（租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社（以下この項において「特定中小会社」という。）の同条第1項に規定する特定株式（以下この項及び附則第14項の2の22から附則第14項の2の24までにおいて「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この項及び附則第14項の2の24において同じ。）により取得（同法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び附則第14項の2の24において同じ。）をしたもの（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第2条第10号に規定する会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の施行令で定める者であったものを除く。）又は租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する株式会社の同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得をしたもの（当該株式会社の発起人であることその他の施行令で定める要件を満たすものに限る。）に限る。附則第14項の2の22から附則第14項の2の24までにおいて同じ。）について、同法第37条の13の3第1項に規定する適用期間（附則第14項の2の24において「適用期間」という。）内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として施行令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、附則第14項及び附則第14項の2の20から附則第14項の2の24までの規定その他の県民税に関する規定を適用する。

14の2の21～14の2の23 略

14の2の24 前2項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡（租税特別措置法第37条の13の3第8項に規定する譲渡をいう。）をしたことにより生じた損失の金額として施行令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属す

額若しくは不申告加算金額の決定の通知若しくは法第144条の48第5項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合には、不足金額（更正による納入金若しくは税金の不足額又は決定による納入金額若しくは税額をいう。）及びその延滞金又は過少申告加算金若しくは不申告加算金若しくは重加算金を納入書又は納付書によって納入し、又は納付ししなければならない。

（環境性能割に係る不足金額等の納付手続）
第73条の3 環境性能割の納税者は、法第168条第4項の規定による更正若しくは決定の通知又は法第171条第6項の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知若しくは法第172条第5項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。）及びその延滞金又は過少申告加算金若しくは不申告加算金若しくは重加算金を納付書によって納付しなければならない。

附 則

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）
14の2の20 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社（以下この項において「特定中小会社」という。）の同条第1項に規定する特定株式（以下この項及び附則第14項の2の22から附則第14項の2の24までにおいて「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この項及び附則第14項の2の24において同じ。）により取得（同法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び附則第14項の2の24において同じ。）をした県民税の所得割の納税義務者（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第2条第10号に規定する会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の施行令で定める者であったものを除く。附則第14項の2の22から附則第14項の2の24までにおいて同じ。）について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間（附則第14項の2の24において「適用期間」という。）内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として施行令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、附則第14項及び附則第14項の2の20から附則第14項の2の24までの規定その他の県民税に関する規定を適用する。

14の2の21～14の2の23 略

14の2の24 前2項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡（租税特別措置法第37条の13の2第8項に規定する譲渡をいう。）をしたことにより生じた損失の金額として施行令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属す

る年度の翌年度の県民税に係る法附則第35条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令で定めるところにより計算した金額をいう。

(自動車税の環境性能割の非課税)

15 略

15の2 法第157条第1項第3号イ若しくはロ又は第2項第3号イ若しくはロに掲げる軽油自動車(法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車をいう。以下この項、附則第16項第2号、附則第16項の2第6号及び附則第16項の3第3号において同じ。)に対しては、当該軽油自動車の取得が令和4年4月1日から令和5年12月31日までの間に行われたときに限り、第59条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

15の3 略

15の4 前項の規定の適用がある場合における法第168条第2項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

16の6 略

16の7 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

る年度の翌年度の県民税に係る法附則第35条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令で定めるところにより計算した金額をいう。

(自動車税の環境性能割の非課税)

15 略

15の2 法第157条第1項第3号イ若しくはロ又は第2項第3号イに掲げる軽油自動車(法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車をいう。以下この項、附則第16項第2号、附則第16項の2第6号及び附則第16項の3第3号において同じ。)に対しては、当該軽油自動車の取得が令和4年4月1日から令和5年12月31日までの間に行われたときに限り、第59条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

15の3 略

15の4 前項の規定の適用がある場合における法第168条第2項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

16の6 略

16の7 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第2条 和歌山県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(環境性能割の税率) 第65条 次の各号に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第157条第1項(同条第4項、<u>第5項又は第6項において準用する場合を含む。</u>)の規定の適用を受ける自動車 100分の1</p> <p>(2) 法第157条第2項(同条第4項、<u>第5項又は第6項において準用する場合を含む。</u>)の規定の適用を受ける自動車 100分の2</p> <p>(3) 略</p> <p>附則 (自動車税の環境性能割の非課税) 15 略</p> <p>15の2 削除</p>	<p>(環境性能割の税率) 第65条 次の各号に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第157条第1項(同条第4項<u>又は第5項</u>において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける自動車 100分の1</p> <p>(2) 法第157条第2項(同条第4項<u>又は第5項</u>において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける自動車 100分の2</p> <p>(3) 略</p> <p>附則 (自動車税の環境性能割の非課税) 15 略</p> <p>15の2 <u>法第157条第1項第3号イ若しくはロ又は第2項第3号イ若しくはロに掲げる軽油自動車(法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車をいう。以下この項、附則第16項第2号、附則第16項の2第6号及び附則第16項の3第3号において同じ。)に対しては、当該軽油自動車の取得が令和4年4月1日から令和5年12月31日までの間に行われたときに限り、第59条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。</u></p>

(自動車税の種別割の税率の特例)
 16 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項第1号及び附則第16項の5において同じ。)、天然ガス自動車(同条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号及び附則第16項の5において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(同条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。附則第16項の5において同じ。))並びに自家用の乗用車及びキャンピング車(三輪の小型自動車であるものを除く。附則第16項の4及び附則第16項の5において同じ。)、第73条の5第1項第3号ア(7)に規定する一般乗合用バス並びに被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 略
 (2) 軽油自動車(法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車をいう。次項第6号及び附則第16項の3第3号において同じ。))その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの
 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

略

16の2～16の5 略

(自動車税の種別割の税率の特例)
 16 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項第1号及び附則第16項の5において同じ。))、天然ガス自動車(同条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号及び附則第16項の5において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(同条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。附則第16項の5において同じ。))並びに自家用の乗用車及びキャンピング車(三輪の小型自動車であるものを除く。附則第16項の4及び附則第16項の5において同じ。))、第73条の5第1項第3号ア(7)に規定する一般乗合用バス並びに被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 略
 (2) 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの
 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

略

16の2～16の5 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条及び附則第6項の規定 令和7年4月1日
- (2) 第1条中和歌山県税条例第13条の改正規定及び次項の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の和歌山県税条例(次項から第5項までにおいて「新条例」という。)第13条の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(県民税に関する経過措置)

3 新条例附則第14項の2の20から第14項の2の24までの規定は、新条例附則第14項の2の20の県民税の所得割の納税義務者が令和5年4月1日以後に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式について適用し、第1条の規定による改正前の和歌山県税条例附則第14項の2

の20の県民税の所得割の納税義務者が同日前に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 4 新条例附則第15項の4の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第16項の7の規定は、令和5年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和6年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 6 附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月6日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第30号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成18年和歌山県条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係） 1～8 略 9 認定こども園の職員資格に関する特例 (1) 略 (2) 第2項第1号及び第4号（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次号及び第6号において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次号及び第6号において同じ。）をもって代えることができる。 (3)・(4) 略 <u>(5) 第2項第1号の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看</u>	別表第1（第2条関係） 1～8 略 9 認定こども園の職員資格に関する特例 (1) 略 (2) 第2項第1号及び第4号（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次号及び第5号において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次号及び第5号において同じ。）をもって代えることができる。 (3)・(4) 略

護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子供の数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- (6) 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第1項第1号及び第2号の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

略		
第9項第4号	略	略
第9項第5号	第2項第1号の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等

別表第2(第3条関係)

- 1・2 略
 3 職員の数等
 (1)～(5) 略
 (6) 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。
 (7) 前号の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、当該職員を他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。
 4 設備
 (1)～(20) 略
 (21) 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。
 (22) 前号の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、適用しない。ただし、これらの設備を他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。
 5 略
 6 運営
 (1)～(10) 略
 (11) 幼保連携型認定こども園は、業務継続計画(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第9条の3第1項に規定する業務継続計画をいう。以下この号から第13号までにおいて同じ。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 (12) 幼保連携型認定こども園は、職員に対し

- (5) 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第1項第1号及び第2号の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

略		
第9項第4号	略	略

別表第2(第3条関係)

- 1・2 略
 3 職員の数等
 (1)～(5) 略
 (6) 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。
 4 設備
 (1)～(20) 略
 (21) 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。ただし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、この限りでない。
 5 略
 6 運営
 (1)～(10) 略
 (11) 園長は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

(13) 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(14)～(28) 略

7 幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例

(1)～(3) 略

(4) 第3項第3号の表備考1に規定する者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する看護師等をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第3項第3号の表備考1に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(5) 前号の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(6) 第2号から第4号までの規定により第3項第3号の表備考1に規定する者を小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同号の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

(12)～(26) 略

7 幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例

(1)～(3) 略

(4) 前2号の規定により第3項第3号の表備考1に規定する者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同号の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県条例第31号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年和歌山県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の減額) 第18条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの勤務しない場合に該当するときは、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 職員が高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日から当該職員に係る定年退職日まで<u>の期間中</u>、1週間の勤務時間の一部について</p>	<p>(給与の減額) 第18条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの勤務しない場合に該当するときは、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 職員が高齢者部分休業（当該職員が当該職員に係る定年退職日から5年を超えない範囲内において1週間の勤務時間の一部について</p>

勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しないとき。
(5)・(6) 略

勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しないとき。
(5)・(6) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月6日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第32号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年和歌山県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(警護等手当) 第22条 警護等手当は、職員（第2条の規定にかかわらず管理職手当を支給される職員を含む。）が次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1) <u>天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣若しくは皇嗣妃その他人事委員会がこれに準ずると認める者の身辺警衛</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる皇族以外の皇族の身辺警衛</u></p> <p>(3) <u>警護要則（令和4年国家公安委員会規則第15号）第2条第1号に規定する警護対象者の身辺警護</u></p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1日につき次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>前項第1号及び第3号の業務 1,150円</u></p> <p>(2) <u>前項第2号の業務 640円</u></p> <p>附 則 6 略</p>	<p>(警護等手当) 第22条 警護等手当は、職員（第2条の規定にかかわらず管理職手当を支給される職員を含む。）が<u>天皇若しくは皇族の身辺警衛又は内閣総理大臣、国賓その他その身の安全を確保する必要があると人事委員会が認める者の身辺警護</u>に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1日につき640円とする。ただし、<u>天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣若しくは皇嗣妃の身辺警衛に従事した場合その他人事委員会がこれに準ずると認める場合</u>にあっては、1,150円とする。</p> <p>附 則 6 略</p> <p>(感染症患者等接触手当の特例) 7 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項において同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、次に掲げるものに従事したときは、感染症患者等接触手当を支給する。この場合において、第27条の規定は適用しない。</u></p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症の患者（次項において「患者」という。）に対する犯罪の捜査、逮捕、留置、保護その他これらに付随する業務</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体（以下</u></p>

この号及び次項において「死体」という。）
の解剖の補助、検視、検証その他の死体の取
扱いの業務

- 8 前項の手当の額は、勤務1日につき3,000円
(患者の身体に接触して若しくは患者に長時間
にわたり接して行う業務又は前項第2号に掲げ
る業務(死体に接触し、又は長時間にわたり同
号の業務を行うものに限る。)に従事した場合
にあっては、4,000円)とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例第22条の規定は、令和5年4月1日から適用する。